

中小企業政策審議会第1回金融ワーキンググループ議事概要

日 時：平成27年11月19日（木）9:30～11:30

場 所：経済産業省別館1階108会議室

出席委員：村本委員（座長）、河原委員、小林委員、三神委員、家森委員

オブザーバー：別紙参照

議 題：

- （1）金融ワーキンググループの運営について
- （2）信用補完制度の現状と指摘等について
- （3）討議

議事概要

■ 定刻に至り開会。木村事業環境部長から挨拶。

■ 事務局から委員、座長を紹介

■ 村本座長から挨拶

■ 事務局からの配付資料確認の後、村本座長の議事進行の下、審議が開始された。

■ 金融ワーキンググループの運営について

村本座長の議事進行の下、金融ワーキンググループの運営（オブザーバーの出席、会議の公開方針）について諮られ、異議なく了承された。なお、次回以降のヒアリングは非公開で開催することとなった。

■ 信用補完制度の現状と指摘等について

村本座長の指示に基づき事務局から資料4、資料5を説明。

資料6の説明に際して、村本座長から冒頭に以下の発言があった。

（村本座長発言）

○信用補完制度は70年以上にわたる制度だが、この10年程度で劇的な変化があった。

○日本でもBIS規制が導入され、その時期からメガバンクを中心に一挙に保証

利用が増大。98年に金融不安が発生し、特別保証制度を導入。倒産防止に貢献したが、他方、保険収支の悪化により国費負担が大きくなった。金融機関のモラルハザード、逆選択の問題があり、これを改善しようというのが10年前の中小企業政策審議会時の認識。

- 2003年には金融機関によるリレーションシップバンキングが始まり、過度に担保、保証に依存しない融資を目指し、金融機関のコンサルティング機能を重視した。この際、100%保証であるところを発揮できないのではとの問題意識があった。金融機関と信用保証協会が相互に連携してリスクシェアしよう、コンサルティング機能を発揮できるようにしようと責任共有制度が導入された。また、責任共有制度の二つの方式として、部分保証方式と負担金方式を導入した。
- これまでは保証率の設定も一律1%だったが、優良な企業は1%も払いたくないということで悪い企業ばかりが使ういわゆる逆選択を防ぐために保証料率を弾力化することとした。クレジットリスクデータベース(CRD)を導入し、300万社の匿名データでリスクの把握ができるようにした。信用保証協会にもガバナンスを効かせ、リレーションシップバンキング機能を発揮できるようにした。
- 資料6のP.3だが、なぜ部分保証方式を採用する金融機関が少ないかは現場での債権管理の問題がある。これをどうするかは、今後の論点の一つになる。保証料率もリスクが高いところは事故率が高くなることに照らして、何かすべきことがあるのではないか
- 小口零細向けとして100%保証も残したが、これを今後どのように整理するか。私(座長)自身は大事な制度と考えている。
- 中小企業の再生局面で制度をどのように使っていくかも重要。最近はNPO法人も制度を利用できるようになり、農業特区もある。ステークホルダーが非常に多い制度なので、丁寧な目配りが必要。
- 敢えて申し上げますと、危機対応については不十分な面があるのではないか。サブプライムローン、リーマンショック、東日本大震災という3つの大きな出来事が起きたのに何故倒産が少なかったのか。これは信用補完制度が機能したからこそではないか。この辺りの評価をきちんとしないと、今後の議論が曲がってしまう。

村本座長の発言後、事務局から改めて資料6を説明。

■ 討議

最初に、事務局からの資料説明を踏まえて各委員が順番に意見を述べた。

出席委員の主な意見

(河原委員)

- 信用補完制度は中小企業の健全な発展のためにあるべき。どのような形での制度改正であっても、小規模事業者には配慮が必要。時間的猶予の他、税制、補助金等の政策による配慮をお願いしたい。
- 我が国の信用補完制度は、諸外国と比較しても手厚い制度になっている。これが中小企業の健全な発展をかえって阻害しているとの指摘がある。信用補完制度の見直しと共に退出を促すための倒産法制等の整備も必要。
- 低収益企業に対する再生支援協議会、よろず支援拠点による無料相談等このような支援は今後もしっかり続けて欲しい。一方で経営に困る前から育成に力を入れたサポートが大切である。具体的には、創業期、成長期等に合わせたメニューが必要。企業支援は子育てと同じであり、生まれたての頃、学童期では必要となる手助けが異なる。
- 資金繰り支援は経営支援とセットで考えるのが効果的。節税対策だけでなく原価計算をした正しい業績を知り、現状を把握して、長期的な見通しのできる事業計画をたてることができるようサポートする。例えば、長期的な事業計画により、高齢な経営者の事業承継が円滑となったり、事業引継ぎが促進されることも期待できる。
- 中小企業側も公的な支援を受けるからには、企業と経営者個人を切り離して考えていくべき。中小企業版コーポレートガバナンスのようなものを導入してはどうか。
- 金融機関によって経営改善の指導力、目利き力に差がある。各地域での金融機関の目利き力は地域経済活性化のためにも必要。各地域で支援人材の育成を進めていくべき。熱心な取り組みをしている金融機関を中小企業庁が評価する仕組みを導入しても良いのではないか。

(小林委員)

- セーフティネット保証は危機時に必要であり、重要な制度。ただし、危機時に実施したセーフティネット保証がそのまま続く傾向があるので、改善すべき。甘い飴をなめすぎてそれが当たり前のものとなる前にきちんと栄養管理した食事に戻ることが必要。
- 同時に機動性も重要。災害時の資金供給のタイミングが若干遅い印象を受けたこともあった。スピーディな対応が必要。
- 事業性を評価した融資には金融機関の目利き力が必要だが、人材が多い金融

機関と小規模で人材が乏しい金融機関と差があるので、大丈夫なのかが少し気になる。

- 企業の創業の局面では手厚く支援していくべき。経営改善は、改善をして第二創業につながるようなところを手厚く支援していくべき。ここでも目利き力が必要となる。本来退出すべき企業を手厚くサポートすることによりずっと残ってしまうのはどうかと思う。逆に、新陳代謝は重要。ただし、本来改善できるような企業を退出させることがないように注意が必要。
- 中小企業は個人と経営者の区別が不明確。企業としては経営が苦しくても、個人としては良い生活をしているという例もある。公私混同も多い。公的支援をしている以上、個人と会社の区分をするような方向付けが重要だと考えている。

(三神委員)

- 日本やドイツは敗戦国だったため、リスクマネーが集まりにくい状況にあった。手厚い支援を続けるというそのときに取り入れられた制度、スキームが今でも残ってしまっている。信用補完制度の見直しを通じて、我が国の産業構造を変えていくことはできないか。
- NPO法人は玉石混交。制度の悪用を防ぐためにNPO法人向けの信用リスクデータベースも必要ではないか。NPO法人の中には、組織名と代表者を変えて地方間を移動して活動しているところがある。地方間の情報ギャップを埋めて、悪用を防止する仕組みを考える必要がある。
- 危機時における対応として一例あげる。東日本大震災の被災地の企業の中には、顧客に迷惑をかけないためにと競合他社に顧客名簿を渡して業界全体で物流を維持した。一方、危機が去った後にこれを戻そう、顧客を返してもらおうと思ってもなかなか上手くはいかない。信用補完制度に限らず、危機が去った後、一定期間後には元の状態に戻すための仕組みが必要。
- 中小企業の再生局面でも、異業種との連携など、新しいビジネスモデルが生まれ始めている。一般には不況業種と言われている中でも新しいアイデア、業界構造の変化につながるビジネスモデルが出ることもある。目利き力強化のために、このような情報を金融機関の現場担当者が共有できるようにしていくべき。

(家森委員)

- 中小企業にペナルティを科すための見直しではなく、あくまで中小企業を元気にしていくためにはどうあるべきかと議論していくことが必要。現在の制度は、金融機関が困っている企業を一生懸命助けようというインセンティブ

が働かないものになっているのではないか。仕組みを変えることにより、より良い方向にできないか。

- 保証料を支払うことは、その分資金が流出しているということ。その資金流出がなければ、プロパーで融資が受けられるかもしれない。保証料率が下がれば、喜ぶ企業も出てくるのではないか。
- 予算が限られている中では、とりあえず生きていくための広く薄い施策になってしまう。ある程度集中する施策も必要ではないか。
- 一律8割の保証割合は、はたして適当なのか否か。しかし今回これを6割、5割と決めてしまうのはやや乱暴ではないか。ライフステージ等にあわせて様々なメニューを用意すべきということ。金融機関と協会で特別に保証料率を決めているという事例もある。保証料率と割合の組み合わせで、よりきめ細やかな支援ができるようになるのではないか。
- 負担方式については、部分負担方式が48行とかなり少ない。こちらの方が事務コストやシステムコストがかかるという事であれば、大きな金融機関は部分負担方式、小規模なところは負担金方式となってしまう。そうであれば部分負担方式に変えていく場合、小規模金融機関に過大な負担がかかるので困難ではないか。そもそも、負担金方式と部分負担方式の違いで金融機関の職員の行動に変化があるのだろうか。違いがあるなら検討の余地があるし、変わらないなら検討する必要はないだろう。
- 保証料には自由度を持たせる事が重要。高リスク層が採算割れしているのは資料から明らか。リスクの高い人を優先的に守るという制度にするのであれば別だが、弱いから保証を優先するというのは納得感がない。
- 金融機関が顧客企業に経営支援を行うインセンティブが生まれるようにしていきたいが、金融機関もビジネスとして融資を行っているので、5百万円しか借りていない小口顧客まで手厚く支援するのは難しいだろう。むしろ、金融庁や中企庁が推進しているように、外部機関との連携が必要。金融機関の支援は、中堅企業支援へのインセンティブ付けにしていけばよいのではないか。
- 保証制度を使うと債権放棄、再生が難しくなるという話を聞く。実態について今後確認していきたいし、改善提案があれば出してほしい。
- セーフティネット保証による危機対応機能は残していくべき。国内全体で業績が悪くなったときは、リスクの逃げ先としての公的保証・公的資金が必要。
- 愛知県信用保証協会と一緒にあって、利用企業にアンケートを実施したところ、セーフティネット保証がなかったら県内の失業者が倍になっていたのではないかという結果になった。いざとなった時に助けてくれる制度、危機時に守る制度としてセーフティネット機能は残すのだというメッセージをきち

んと打ち出していく事が必要。ただ、危機が去った後も続くのは問題であり、徐々に離脱していくインセンティブが必要。保証料は企業にとって負担の負担なのにな、習慣化してしまい負担と感じられなくなった企業もいるのではないか。

(村本座長)

- 保険収支も改善の動きがあり、有事から平時になったので、今でしか議論できないことがたくさんあると思う。制度設計は地域活性化のコンテクストで考えて行くべき。地域活性化に資するようなスタンスで何か考えられないかという前向きなものであって欲しい。
- 事務局に質問だが、骨太の方針等で本年中に検討を進めるとあるが、本年中といってもどこまでのとりまとめを求めているのか。

→ (木村事業環境部長)

- ・色々なところから年内にという指摘が出ている。検討は急ぐが、結論ありきではなく、プロセスをきちんと踏んで検討していきたい。両論併記の部分も出てくるかもしれないが、詳細な設計は別にして、大きな方向性については何らか合意できる様な中身の濃い議論をしていただきたい。
- ある程度の方向性を年内にということで理解した。拙速な制度設計となることは避けていきたい。

座長の発言後、出席者間で意見交換が行われた。

- 神戸の震災も東日本大震災も、不動産市況を見ると半年で底を打った。いつまでもダラダラとやらないということを考える時期では無いか。どのようなものを指標にするのか検討が必要。(三神委員)
- ある雑誌に企業寿命の特集があった。日本の企業は非常に寿命が長い。また、経営者自身も長寿。次代が30~50代のうちに事業承継を進めた企業は生産性も良いと聞く。(三神委員)
- 一時期のスイスのプライベートバンクのように個人のライフサイクルも意識した金融支援が必要ではないか。(三神委員)
- 地銀の中には、いわゆる現役世代のみの勉強会や女性をターゲットにしたセミナーを開催しているところがある。このような取組を地銀同士で共有することはできないのか。(三神委員)
- 家森委員から指摘のあった債権放棄だが、最近では信用保証協会の方が積極的に取り組んでいるという面もある。その中で問題となっているのが自治体の制度融資。自治体で求償権を有しているため、債権放棄には議会の承認が必

要となりハードルが高い。（小林委員）

- 公認会計士として、東日本大震災の支援活動を行うNPO法人の監査を行ったことがある。同法人は2年で被災地から撤退すると決めて、支援計画を組んでいた。1年目、緊急支援、2年目、自立支援。信用補完制度も出口を見据えた支援を議論して欲しい。（河原委員）
- 中小企業支援を目的とした類似の団体が多くあるが、連携すればもっと良くなるのと思うことがある。この点、よろず支援拠点は良い取組だと思う。信用金庫・信用組合単体での中小企業支援には限界がある。横のつながりをもっと促進していければよい。（河原委員）
- 特にマーケティング支援はアウトソーシングが有効だと思う。（三神委員）
- 中小企業を支援していく場合、低額の金利ではペイしない案件もある。エクイティ系の保証は信用補完制度では難しいので、ファンドと連携していくのが良い。（家森委員）
- 信用保証協会も地域の実情に合わせて動いていくべき。リーマンショック時、自動車産業が集積している愛知県では大きな影響が出た。このため、自治体側でも重点的な支援を行った。このような例は他地域にもあると思う。（家森委員）
- 信用保証協会の自主性を伸ばしていくためには、ガバナンスの強化と情報開示が必要。協会の財務データを集めようとしてもなかなか集まらない。広く社会に情報発信することにより第三者の目が入ることとなり、ガバナンスを効かせていくことができるのではないか。（家森委員）
- 信用補完制度に依存している金融機関、そうでない金融機関があるが、なぜビジネスモデルに違いが出ているのかヒアリングの場で質問したい。（家森委員）
- 8割保証では「モラルハザード」を起こすという指摘に違和感。現場では、銀行と協会が話合って8割に拘らずプロパー融資と一緒に支援するという実態もある。また地元金融機関と個別に提携して予め保証付とプロパーの協調を前提とする融資商品の活用も広まっていると聞く。保証割合を一切変えてくれるな、という訳でない。そこまで必要ではないところも、必要なところもある。実態をよく聞いた上で議論を進めて欲しい。（日本商工会議所）
- 「8割」ではなく、「一律」8割であることが問題と考える。（村本座長）
- 今後のヒアリングは、ある程度ヒアリングの項目を示した上で話を聞いた方が、意見の集約の仕方として良いのではないか。（小林委員）

■ 最後に事務局から資料7を説明。村本座長から謝辞が述べられ閉会となった。

(別紙)

オブザーバー出席者一覧

(敬称略)

株式会社日本政策金融公庫 取締役 中小企業事業本部保険部門長 橋本 元秀

一般社団法人全国信用保証協会連合会 会長 村山 寛司

日本商工会議所 中小企業振興部主任調査役 塩野 洋志 (代理出席者)

全国商工会連合会 企業支援部 企業環境整備課長 榎本 陽介 (代理出席者)

全国中小企業団体中央会 政策推進部長 及川 勝 (代理出席者)

全国商店街振興組合連合会 専務理事 吉田 康夫

全国銀行協会 三井住友銀行 エリア企業部長 水谷 正人

地方銀行協会 横浜銀行 執行役員 リスク統括部長 工藤 光和

第二地方銀行協会 北洋銀行 常務取締役 藤井 文世

全国信用金庫協会 朝日信用金庫 常務理事 中村 高広

全国信用組合中央協会 茨城県信用組合 常勤理事 奥川 省三

日本銀行 金融機構局総務課長 齋藤 克仁

独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事 船矢 祐二

一般社団法人CRD協会 営業サポート部企画役 塚田 達仁

財務省 主計局主計官 富安 泰一郎

大臣官房政策金融課長 大津 俊哉

金融庁 監督局総務課長 伊野 彰洋

農林水産省 経営局金融調整課長 山口 靖